

報道関係者各位

令和4年4月26日

児童手当・特例給付「現況届」の提出が原則不要に ～ 児童手当の制度が一部変更になります ～

- ・市では、児童手当・特例給付（以下、児童手当等といいます）を受給されている方には、毎年6月に「現況届」を提出していただいておりますが、令和4年度から、毎年6月1日現在の受給者の状況を公簿等で確認するため、児童の養育状況が変わっていなければ現況届の提出が原則不要となります。
- ・これは、令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴うもので、現況届の省略のほか、特例給付の所得上限限度額の創設等の変更があったものです。
- ・今回の制度変更に伴い、市では、5月31日付で、児童手当等受給者に対して制度変更に関するチラシを郵送するなど周知します。

1. 児童手当制度の主な変更点

- 「現況届」の提出が原則不要になります
- 所得が上限限度額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります

2. 「現況届」提出の原則不要について

- 令和4年度から、毎年6月1日現在の受給者の状況を公簿等で確認するため、児童の養育状況が変わっていなければ現況届の提出が原則不要となります。
- 引き続き現況届の提出が必要な方（別紙のとおり）には、例年通り、市から現況届を送付します。

3. 特例給付の所得上限限度額の創設について

- 所得上限限度額の創設に伴い、令和4年10月支給分（6～9月分）からは、受給者の所得が「所得上限限度額」以上の場合は、児童手当等が支給されなくなります。詳しくは、別紙のとおり。

4. 周知方法

- 広報まいづる5月号に掲載
- 市ホームページに掲載
- 別紙「お知らせ」チラシを、5月31日付けで児童手当受給者へ郵送



▲市ホームページ



SDGs 未来都市

舞鶴市 子ども支援課 子ども福祉係（担当：林、松本）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1094、FAX:0773-62-7957

E-mail:k-shien@city.maizuru.lg.jp